

# 川崎市保育士試験による資格取得支援事業実施要綱

30川こ子推第153号

平成30年10月15日市長決裁

## (目的及び実施主体)

第1条 この要綱は、「保育人材確保事業の実施について」（平成29年4月17日雇児発0417第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「確保事業実施通知」という。）に定める保育士試験による資格取得支援事業のうち、受験対策学習費用補助事業（以下「本事業」という。）を実施することにより、保育士試験（以下「試験」という。）による保育士資格の取得を促進し、保育人材の確保を図ることを目的とする。

2 本事業の実施主体は、川崎市（以下「市」という。）とする。

## (用語の定義)

第2条 この要綱において、保育所等とは、次の各号に定めるとおりとする（国又は地方公共団体の設置するものを除く。）。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条に規定する保育所
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園のうち、認定こども園への移行を予定するもの
- (4) 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業のうち、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保育事業A型及び小規模保育事業B型であって、法第34条の15第2項の認可を受けたもの
- (5) 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業であって、同法第34条の15第2項の認可を受けたもの
- (6) 法第37条に規定する乳児院
- (7) 法第41条に規定する児童養護施設
- (8) 「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成17年1月21日雇児発第0121002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）による認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書（以下「証明書」という。）を受けた認可外保育施設
- (9) 証明書の交付を受けていない認可外保育施設のうち、証明書の内容を同等以上満たしていると市が認めるもの

## (事業の内容)

第3条 本事業は、試験合格により保育士の資格を取得した者が、市内の保育所等において保育士の業務に就くこととなった場合に、当該合格した試験の受験に際して要した試験受験対策講座の受講費等を補助するものとする。

(補助金の交付)

第4条 本事業による補助金の交付は、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号）及びこの要綱の規定に基づいて行うものとする。

(補助金の交付の対象者)

第5条 本事業による補助金の交付の対象となる者は、試験合格により保育士の資格を取得し、市内の保育所等において保育士の業務に就くことが決定した者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2に定める教育訓練給付金その他本事業と同趣旨の事業による助成等を受ける者を除く。）であって、補助金の交付を希望する者（以下「交付希望者」という。）とする。ただし、交付希望者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に定める暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当するときは、この限りでない。

2 交付希望者は、第8条に規定する補助金の交付の申請に当たっては、市内の保育所等において1年以上、保育士の業務に従事することを誓約しなければならない。

(補助金の交付の対象経費)

第6条 本事業による補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、確保事業実施通知第2の2保育士試験による資格取得支援事業実施要綱に規定する試験受験対策講座（通学制であると通信制であるとを問わない。以下「対策講座」という。）の受講に要する費用であって、交付希望者が、対策講座の受講に際して当該講座の開講事業者（以下「開講事業者」という。）に対して支払った経費のうち、次の各号に定めるものとする。

- (1) 入学金又は登録料
- (2) 講座受講料（面接授業料等を含む。）
- (3) 教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等の補助教材の費用を含む。）
- (4) 前3号に係る消費税相当額

(補助金の交付の対象外経費)

第7条 次に掲げる経費は、対象経費としない。

- (1) 対策講座その他講座で実施される検定試験の受講料
- (2) 対策講座の受講に際して指定されていない補助教材費
- (3) 対策講座の補講費
- (4) 開講事業者が定める期間を超えて対策講座を受講した場合に必要となる費用
- (5) 開講事業者が実施する各種行事への参加に係る費用
- (6) 学債の購入費その他交付希望者に対して将来返還が予定される費用
- (7) 対策講座受講のための交通費
- (8) パソコン、タブレット端末等の器材購入に要した費用

2 前条各号に掲げる経費であっても、合格した試験筆記試験の日から起算して2年前の属する月の初日より前に支払ったものについては、対象経費としない。

(補助金の交付の申請)

第8条 交付希望者は、保育士証の交付を受け、市内の保育所等において保育士の業務に就いたときは、原則として当該業務を開始した日の属する月の末日までに、川崎市保育士試験受験対策費用交付申請書(第1号様式。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 交付希望者が合格した保育士試験の合格通知書の写し
- (2) 交付希望者の保育士証の写し
- (3) 交付希望者が保育士証の交付を受けた後、市内の保育所等において保育士業務に就くことが決定した事実を確認できる書類
- (4) 開講事業者が発行する対象経費の領収書等(以下「領収書等」という。)
- (5) 誓約書(第2号様式)

(申請内容の審査)

第9条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、申請内容を審査し、必要に応じて、交付希望者に対して補足資料の提出を求めることができる。

2 市長は、交付希望者が暴力団員に該当しないことを確認するため、本人の同意を得て、神奈川県警察本部長に対して照会することができる。

(補助金の交付の申請手続きに係る留意事項)

第10条 交付希望者は、交付申請書の提出に当たっては、特段の事由がない限り、領収書等の原本を添付して提出するものとし、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 領収書等は、対象経費について、開講事業者の代表者等が交付希望者を名宛人として発行した領収書(交付希望者が開講事業者に対して振込を行った事実を金融機関が証明した書類(以下「振込証明書」という。))を含む。)を原則とし、クレジット会社を介して支払う契約を行った場合は、当該クレジット契約における証明書(クレジット伝票の控えに必要な事項を付記したものを含む。))とする。
- (2) 領収書等は、次の事項が記載されていることとし、記載内容に不備があるもの又は訂正箇所があるものであって開講事業者による訂正印のないものは無効とする。

- ア 開講事業者の名称
- イ 支払者の氏名
- ウ 領収額又はクレジット契約額
- エ 領収額の内訳
- オ 領収日又はクレジット契約日
- カ 領収印

2 市長は、領収書等について必要な確認を終えた後は、これを複写した上で、原本を交付希望者に返却するものとする。

(補助金の交付の額の算定方法)

第11条 市長は、別表に定める基準額の範囲において補助金の交付ができるものとし、交付の額の

算定にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 交付希望者が、対象経費を一括払いした場合又は分割払いした場合のいずれにおいても、本人が支払った費用として開講事業者が証明する額又は開講事業者に対して振込を行った事実を金融機関が証明した額を算定の対象とすること。
- (2) 算定した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てて算定すること。
- (3) クレジット会社を介して支払う契約を行った場合のクレジット会社に支払う手数料（金利）については、対象経費に算入しないこと。
- (4) 交付申請時点で開講事業者に対して支払いを終わっていない経費は、対象経費に算入しないこと。

#### （補助金の交付の決定）

第12条 市長は、申請内容について必要な審査等を行い、その内容が本事業の要件を満たすものであることを確認し、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲において補助金の交付を決定し、川崎市保育士試験受験対策費用交付決定通知書（第3号様式）により交付希望者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金の申請について不適切な事実を認めたときその他補助金の交付を妨げる事実を認めたときは、原則としてその理由を付し、川崎市保育士試験受験対策費用不交付通知書（第4号様式）により、交付希望者に通知するものとする。

#### （補助金の請求等）

第13条 前条第1項に基づく補助金交付の決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、市長に対し、指定口座情報を記載した請求書を提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の請求書の提出を受けたときは、原則として請求を受けた日から30日以内に補助金を交付するものとする。
- 3 交付決定者は、補助金交付の決定の内容に不服があるときは、当該決定があったことを知った日から10日以内に、川崎市保育士試験受験対策費用交付申請取下書（第5号様式）を市長に提出し、申請の取下げをすることができる。

#### （勤務継続の報告等）

第14条 補助金の交付を受けた者（以下「補助金受領者」という。）は、保育所等において保育士業務を開始後1年を経過したときは、勤務継続証明書（第6号様式）に勤務先施設長の証明を受けた上、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、勤務継続証明書に記載の事実疑義がある場合又は同証明書の提出がない場合は、補助金受領者の勤務する施設の代表者等に対し、勤務実態等について照会できるものとする。

#### （交付決定の取消し）

第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

- (2) 暴力団員であることが明らかになったとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合であつて、当該取消に係る部分について既に補助金の交付を完了しているときは、期限を定めて、補助金受領者にその返還を求めるものとする。

2 市長は、第14条に基づく報告を受け又は照会を行い、補助金受領者が保育所等において1年以上保育士業務に従事しなかつた事実を認めるときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。ただし、勤務を継続しなかつた理由が次の各号のいずれかに該当すると市長が認めるときは、原則として補助金を返還させないものとする。

- (1) 勤務を継続しなかつた理由が補助金受領者の責めに帰すべきものでない場合
- (2) 勤務を継続しなかつた理由が、疾病その他、やむをえないものと認められる場合

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

(補助金の交付の申請に関する経過措置)

2 平成30年度の補助金の交付の申請期限は、第8条の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

別表(第11条関係)

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
<p>保育士試験による 資格取得支援</p>	<p>保育士試験受験対策講座の受講のために要した経費の1/2 ただし、上限を150,000円とする。</p>	<p>保育士試験受験対策講座を開講する事業者に対し、当該講座を受講するために支払った入学金又は登録料、講座受講料、教科書代及び教材費</p> <p>※ 消費税を含む。</p> <p>※ 合格した保育士試験筆記試験日から起算して2年前の日の属する月の1日以降に支払ったものに限る。</p> <p>※ 平成29年以降に実施された保育士試験に合格したものに限り。</p> <p>※ 平成30年4月1日以降に保育士の業務に就いたものに限る。</p>